

【告示 2007年5月21日付】

### 海外遠征時における注意事項について

ボクサーの海外遠征においては下記事項を遵守すること。

- 1.海外遠征するボクサーは当該年度のJBCライセンスを取得し、同様にライセンスされたマネージャーを帯同すること。
- 2.事前に試合会場、対戦相手、契約ウェイト、試合ラウンドを明記した海外遠征届と、遠征先ローカルコミッションの試合許可証並びに試合契約書をJBC当該管轄地区事務局宛提出すること。
- 3.戦績等に著しい差のないマッチメイクを行うこと。
- 4.帰国後は公式計量、試合結果を明記し、海外遠征報告をJBC当該管轄地区事務局宛提出すること。

以上